平成２７年（フ）第２４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3185番地117
南風荘102号
債務者　河野　一美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１４９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7016番地　舞鶴団地Ａ棟７号室
債務者　中村　秀子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7016番地　舞鶴団地Ａ棟７号室
債務者　中村　一生
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　市営宮丸西団地54―１－２号
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１２２号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目２番６号
債務者　橋本　一夫
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
広島県呉市海岸２丁目２番５―201号
債務者　石﨑　法子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５５号
広島県呉市神山３丁目23番２号
債務者　髙畑　秀和
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５６号
広島県呉市神山３丁目23番２号
債務者　髙畑　佑季
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１６７号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢５番26号
債務者　高橋　謙一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９９号
千葉県鎌ケ谷市初富806番地165
債務者　松尾　満憲
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３９号
千葉県柏市中新宿３丁目８番４号
債務者　中野　健一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４０号
千葉県流山市松ケ丘５丁目750番地の31
債務者　目時　秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
長崎県雲仙市愛野町甲856番地７
債務者　横田　和美
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート15―203
債務者　下山　明美（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３８号
神奈川県小田原市栢山2598番地　Ｃ棟竹井住宅
債務者　坂牧　眞弓
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６６７号
愛知県瀬戸市上之山町２丁目171番地の174
債務者　村瀬　育美（旧姓下脇）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５号
神奈川県厚木市恩名５丁目15番１号
債務者　宮腰千恵子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部